

熱海市散骨場の経営の許可等に関する条例（案）への 意見募集結果

～貴重なご意見、ご提言ありがとうございました～

<意見募集の概要>

募集概要	<p>1. 条例（案）の公表方法 (1) 熱海市ホームページに掲載 (2) 閲覧用の条例（案）を窓口3箇所に設置（市民生活課【市役所第一庁舎1階】、南熱海支所及び泉支所）</p> <p>2. 意見の募集期間 平成26年7月1日（火）～7月14日（月）</p> <p>3. 意見の提出方法 直接提出、郵送、FAX、電子メールにて受付</p>
募集結果	<p>1. 意見提出者の数 2人</p> <p>2. 提出された意見の数 7件</p>

<意見の反映状況>

反映状況の区分	件数
計画（案）に反映したもの	0件
既に計画（案）に盛り込み済みのもの	0件
今後の参考とさせていただくもの	0件
反映できないもの	7件

<意見とそれに対する市の考え方>

反映状況の区分	意見の概要	市の考え方
反映できないもの	海洋散骨を規制または禁止する条項を加えていただきたい。	この条例（案）については陸上での散骨場の経営の許可等に関する条例であり、海洋散骨については同じ条例で対応するのは難しいため、現在、対応の可能性を検討中です。
反映できないもの	第4条第1号の「得ないもの」の表現は「得ない者」ではないか。	第4条第1号は「破産者で復権を得ないもの」と規定しているため、法令上「もの」が使用されることとなります。

反映できないもの	第4条第4号の「該当する者があるもの」の表現について再考したほうがいいのではないか。	法令上このような表現となります。
反映できないもの	第5条第3項第6号の添付すべき書類に法人の役員全員の身分証明書と直近5年の納税証明を追加。	法人役員全員の身分証明書については、事前協議の際提出する散骨場経営計画協議書への記載事項に欠格事由の有無を記載することとなっておりますので、これにて確認させていただきます。 納税証明については、法人の適格性を確認するにあたっての添付書類として、その他信頼度を証明できるものを求めていますので、条文に入れておりません。
反映できないもの	第11条第3号の公共施設の定義を具体化する必要あり。	公共施設については、今後新たな施設ができる度に条例改正が必要となるため、具体的な表現にせず公共施設としました。
反映できないもの	第12条において現在の「熱海市墓地等の経営の許可に関する条例」の規準との整合性について構造、基準を設けるべきではないか。	墓地と散骨場では葬る方法が異なるため、墓地の構造設備基準と整合性は取っておりません。
反映できないもの	第25条の「人」の表現は、一般的になじまないのではないか。	法令上、両罰規定を規定する際の定型の表現として「人」を用いるものです。